

委員長にかりましたのは、委員長長の兄上が急きよ逝去な  
されたため、謹んで哀悼の意を表したいと思ひます。

議会運営委員は、去る十二月十九日午後一時より議長  
から諮問を受けました第四回定例会二日目の日程について協  
議検討いたしました。その結果、おき元にご配付のとりの日程で  
議事を進めることに決定をいたしました。

内容はほとんどが第一日目に委員会付託となったもので、議  
長あてに出された審査報告二十二件及び新たに陳情二件  
並びに閉会中の継続審査申出と、特定事件の継続調査  
であります。

なお議案中同一内容のものについては一部一括上程としてお  
願ひするに、新たに提出された陳情第十四号について、すでに  
総務委員会で審査が終つてゐる陳情第十五号との関連が  
ありますので、先議の一括してご審査いただくよう議運とし  
ては決定しておりますので、協力の程をお願い申し上げます。

以上のとおりであります。今、次定例会は年末の多忙の中

で、終始熱心なるご討議が交わされ、最終日を迎えるわけに  
あります。本年の締めくくりである本日の議会が円滑に運営さ  
れるよう各位のご協力をお願い申し上げます。簡単ではあ  
りますが、ご報告にかえさせていただきます。

○議長（塩野鉄之助君）ただいま副委員長から報告がありました。お  
き元のご配付のとりの日程で議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塩野鉄之助君）これより日程に入ります。  
この際、日程第一から日程第四までの四議案を一括して  
上程いたします。

日程第一議案第百四十号 議会の議員の報酬及び費  
用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第二議案第百四十一号 福生市長等の給与に関する  
条例の一部を改正する条例

日程第三議案第百四十二号 福生市教育委員会教育  
長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第四議案第百四十三号 非常勤の特別職の職員  
の報酬及び費甲并償に関する条例の一部を改正する条例  
以上四議案を一括して議題といたします。

本四案については、ともに総務委員会に審査を付託して  
ありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 岡井喜代次君 登壇）

○総務委員長（岡井喜代次君） 審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

引き続きまして補足説明をさせていただきます。

議案第百四十号より百四十三号までの四議案を本会議  
第一日目に一括上程されたと同様、当総務委員会としても、い  
ずれも関連するものとして一括これが審査するものとし、まず高  
水秘書職員課長より、本会議第一日目における提案理由の  
説明がされたこととほとんど同様の説明があり、引き続き質疑  
に入り、本件について報酬等審議会においてあらゆる角度から  
検討審議された答申に基づいたものと思うが、答申の過程

において調査審議した資料があれば発表願いたいとの発言に  
続き、議案第百四十号の議員の報酬関係については、特に、  
おき盛りといわれることのないために、同いたが、計数的な納  
得である二十六市の本年度の予算額、これに伴う議会費  
のパーセント及び議会議員数、一般会計予算額の平均、人  
口割等を説明願いたい。またこれらについては資料もござい  
ていると思うが、さらに三万都市七市の平均議員関係が二三  
%、非常勤関係が二三、七六%のアップというが、市長以下四役  
一七、二%と低いのはいかなる理由か。昨年職員のベアより本  
年二月に並行して改定したと思うが、昨年の職員のアップ率ま  
た今年の二月の議員市長等のアップ率はどうか、この質疑に  
対して、高水課長よりこれが説明を始めましたか、その中間  
で資料提出方の委員からの要請があり、理事者側から  
報酬等審議会に提出して、審査された資料の写しがおかれ  
これが内容説明をされたわけであり、その間に、その間に、  
その資料の内容を少し時間がかかりますけれども、申し上げます。

と、資料は十六項目にわたるものであり、まずその第一としては議員報酬改定経過調べの表であり、これは昭和三十二年から四十八年までの議長、副議長、委員長、議員の報酬額とこれが適甲年月日を表わした表であり、第二表は三役給料改定経過調べで、これも議員報酬改定調べと同年度別の市長、助役、収入役の給料表であり、第三表は東京都市町村特別職報酬等の比較表であり、これが内容は、二十六市長、副議長、議員別の給料及び報酬額の適甲年月日を表わしてある表であり、第四表は一般職職員——職員と申し、そして課長だけで示していますけれども——の給料月額調べで、四十九年十一月一日現在のものとなっており、表は給料月額と諸手当——に承知のように諸手当というのは、調整手当から扶養管理職、住居、通勤手当までの合計支給額で、これらの最高額と最低額及び平均額について、その各々の年齢、勤続年数の表となっており、第五表は昭和四十九

年度の財政力指数、これは当初算定によるものの表で、表の内容は二十六市別の基準財政需甲額、基準財政収入額に対する財政力指数、昭和四十八年度の財政力指数表であり、この財政力指数により、清瀬市の〇・五〇五が一番低く、福生市は下位から四番目の〇・六七七となっており、六表は議会費の前五年間の一般財源に対する構成割合の表であり、表は年度区分で、昭和四十四年から四十八年の三カ年にわたる歳入一般財源と議会費充当一般財源、その割合のパーセントとなっており、七表は經常一般財源に対する議会費の割合の表で、この内容は二十六市別の昭和四十六年から四十八年度の三カ年の一般財源と議会費充当額に対する割合のパーセント、四十九年四月一日現在の人口数となっており、八表は、審議会等の開催数調べの表で、本年一月から十月までの分で、内容は定例会をはじめ、各委員会あるいは各会議の名称とその回数、それから会議日数の表となっており、九表は、

ます。九表は東京都已部の消費者物価指数の総合で、これは総理府統計局の調べによるものを表わした表で、四十五年度平均を百としたもので、四十九年の十月の二六・五となつてゐる指数表であります。十表としては、東京都已部の消費者物価の五大品目指数を表わした表であり、この表は年次及び月次の総指数と、これが上昇率パーセントによる対前月、対前年同月の上昇パーセントの食糧、住居、光熱費、被服、雑費別の指数表となつてあります。十一は類似市及び隣接市町に関する調べで、四十九年十一月九日調べのもので、この表は市長、助役、収入役、教育長、議長、副議長、議員の、青梅市、昭島市、狛江市、東大和市、清瀬市、稲城市、秋川市及び羽村、瑞穂町、当福生市の給料月額と、一部の市町ではこれに対する調整手当を含めた月額と議員報酬額、それに今後の改定見込みの表で、これは類似市及び隣接市町の市長及び三役の給料は、表によりすれば八市中四ないし五位であり、議長、副

議長、議員は八市中六番目で、これは福生市より低いのは稲城市と秋川市となっている表であります。十二表は教育長と同期の一般職の給与に関する調べで、内容は給料月額、管理職手当、扶養、調整、住居手当あるは通勤手当の支給合計額を表わした表であります。十三は昭和四十六年度より四十八年度の議会の状況の表であり、先ほど申し上げました類似市八市の議員数、議会議事事務局職員数と人件費、物件費、補助費、普通建設事業の構成額が示されている表となつてあり、十四表は市税に関する調べの表で、これは昭和四十四年度から四十九年度まで、さらに五十年の見込に対する税額と年度間の伸び率をパーセントで表わした表となっております。十五表は二十六市及び九市に関する調べで、一般会計当初予算額に対する議会議費の割合、議員数、議員平均報酬額、市長等の平均給与額、人口一人当たりの予算額について、二十六市と九市別に表となつてあります。最後の十六表は

議會議員、市長等及び一般職員等の報酬給与等の年次別引上率の表であり、昭和四十四年から四十九年度までの年度別に議會議員、市長等と一般職員別の年次別引上率をパーセントで示した表となっております。

以上のような報酬等審議会で五回にわたり審議した資料の説明もあり、さらに質疑としては市長以下三役、教育長の伸び率は資料による市税の伸び率を根拠にしていると思うし、資料の議会議費充当の一般財源の割合は三二%。また財政力指数等から当市を考えると今回の答申による改定は妥当と思われる。

さらに過日の本会議でうかがうてはいるが、再確認のためとしてこの報酬改定による予算額及び予算措置については、どの質疑に対して、議員が平均二二、一四%で四百二十万ほど、市長以下四役で百九十四万ほど、非常勤その他の職員で計六百七十万ほどになり、また予算措置は一月になつて補正予算をお願いし、その後改正分の支給を

いたしたい。との回答並びに説明があり、採決の結果、当委員会は全会一致これが原案どおり可決すべきものと決定いたしましたわけでございます。

よろしく慎重に審議の上、当委員会報告とおりご決定くださるようお願い申し上げまして補足説明を終わります。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

○二十三番(石川信義君) 本件に対しては委員長報告で了解はでき、すけれども、委員長長の補足説明の中で当四件に關係する、たとえば議員報酬改定経過調べあるいは三役給料改定経過調べ等、本四件に關係する克明な調べが印刷物で出されているようにございますが、これはせつかくの調べてございまして、全議員に配布を、この際委員長にお願いをしておきたいと思ひます。

○一審(母見井喜代次君) ただいま石川議員より非常にきつともな

発言でござります。委員長は、先ほど申し上げましたように、その資料を提出されたいということで、委員長だけは資料を提出していただいておりますので、今日は間に合わないと思っておりますけれども、後日この資料を全議員に提出するにいたしたいと思います。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。討論については、今議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言願います。十番 松山清君

(十番 松山清君登壇)

○十番(松山清君) 議案第百四十号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。議案第百四十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第百四十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例。以上について反対討論をいたします。

初めに基本的な考え方を述べます。地方議員が地域住民の要求に沿って地方自治の発展に寄与するためには、議員は議会開会中の活動だけでなく、日常不斷に地域住民との接触を深め、調査研究、政策学習に努めるなど、ほとんどその活動に専念しなければ、その任務を十分に遂行できなくなっていくのが実態であります。ところが、地方議員の報酬は一定の義務の対価として支払われる反対給付ということで、基準が必ずしも明確にされておりません。そのため十分な議員活動が保証されなかつたり、一定の資産のある者以外は議員になることがめづれるという、実質的に被選挙権の制限の役割を果たすような場合も起こっております。このような状況では、地方政治の民主的発展を図ることも困難であります。以上の点から私は、地方議員の報酬について、議員が議会活動

に専念して、勤労者としての平均的生活と議員独自の活動が保証される最低限度の金額は支払われる必要があると考えます。したがって私は議員報酬は低ければ低いほどよいというようない見地に立つものではありません。しかし当市におきましては、多くの方々がそれぞれ別の職業を持っていると同時に、地方議員の歴史的制約のもとでいま名誉職的存在となつていふと見受けられる点がないではありません。

このような状況において議員の報酬をきめるといいたしますならば、市民全体の意見が反映されることか何よりも大切であります。今回提案されました報酬の値上げは、今年の初めの平均三四・六六%の値上げに続いて、さらに平均二二・一四%の値上げであり、一年間に二回も値上げをするというようなことは許されてはなりません。また報酬値上げ案が提案されるに至った経過を見ましても、報酬等審議会の答申に基づいて出されていふところがありますが、委員の構成はわずか数名だけであり、真に市民各階層の意見が反映されるものとなつていないのは

かりか、その運営も公聴会等を開いて各階層の一般市民の意見を十分聞く措置もとられていないことは明らかであります。現在自民党政の悪政のために高物価、インフレの中で一般市民の生活はたいへんな状況になっております。また中小商工業者においても、その経営はたいへん困難な状況になってきております。いま求められているのは報酬の値上げではなく、一般市民の生活安定対策と、中小商工業者への施策であります。これらが不十分なまま報酬の値上げについて賛成することかできないのは当然であります。

また市長、助役、収入役及び教育長の給与値上げについても、地方財政危機が叫ばれている所から、また先ほど述べましたように高物価、インフレの中で住民福祉向上のために努力をしなければならぬときに、それらに対して十分なる施策を放置したままに自らの給与引上げをするなどは絶対に認められるものではありません。

今回の議員及び市長、助役、収入役、教育長の給与値

上げに要する一般財源は、四十九年十一月から五十年三月までの初年度においては約六百二十万円必要とされており、もしこの財源を、たとえば学校給食費の補助に回すとするならば、全小生の給食費を一ヵ月間無料にすることができる財源に近いものであります。また保育所関係に回すならば三ヶ月一高いといわれております福生市の保育料を年間二〇%以上値下げすることかできるものであります。

私は以上のような点から今回の報酬等の値上げは、これをやめて住民福祉向上のための財源とすることを強く主張したものであります。

議 案 第 百 四 十 号、百四十一号、百四十二号にそういう点で反対をいたすものであります。

なにとぞ議員の皆様の方の賛同をお願いいたすものであります。

○議長(塩野鉄之助君) 次に賛成者一番貫井喜代次君。

(一番貫井喜代次君登壇)

○一番(貫井喜代次君) 議 案 第 百 四 十 号、第 百 四 十 一 号、第 百 四 十 二

号に対し賛成討論をいたします。

本議案本については、ご承知のように、福生市特別職報酬等審議会、これは先ほど反対の方から教人ということがあましのりやとも構成は九人で各階層を代表する立派な報酬等の審議会委員になられておるもの九人でございます。五回に及び市民代表であることを認識し、終始公正なる審議をすべきであることを基本的な理念として、まず報酬額等の改定を行なう必要性の有無、その基準またこれが改定額及び実施時期等、これらについて慎重に審議を重ねての改定についての答申がなされたことは議員各位のご承知のとおりであります。審議内容においても都内二十三区の消費者物価指数も本年一月から十月までの間に二十一・八%と著しく上昇していること、また都下二十市における特別職報酬等の改定状況も本年一月に福生市が改定した以降現在までに十八市がそれぞれ改定を行っていること



さらに福生市と同時期に改定した他市においても報酬審議  
会を開催しているかあるいはまた開催の準備を行っていること  
また一般職の職員にかかわる給与についても人事院勧告に  
基づいて二九・五六%と大幅な給与改定が本年四月に遡  
及して実施されていること等審議会におしてもまた当該総務  
委員会付託審査の過程においても、市民の立場である  
こと、お手盛といわれることのないよう等現在の経済情勢  
並びに市民感情等も十分考慮しての審査結果で本  
案件改定を行なうことの答申を尊重することが各資料  
による説明からも十分にうかがわれることであり、これが各例  
の一部改正については賛成をするものであります。

○議長(塩野鉄之助君)

以上で討論を終わります。(拍手)

これよりたゞいま一括議題となっておりますうち、議案第  
百四十号、議案第百四十一号、議案第百四十二号の三案  
について起立により採決いたします。

本三案については委員会審査報告とあり決することに  
賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(塩野鉄之助君)

起立十九名、多数であります。よって議

案第百四十号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関  
する条例の一部を改正する条例

議案第百四十一号福生市長等の給与に関する条例  
の一部を改正する条例

議案第百四十二号福生市教育委員会教育長の  
給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例  
以上三案はそれぞれ委員会審査報告のとおり可決  
されました。

次に議案第百四十三号について、委員会審査報告  
とおり決すること、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)

異議なしと認めます。

よって議案第百四十

議百五十  
及討論  
賛成討論  
議百五十一  
議百五十二  
議百五十三  
議百四十四  
議百四十六  
議百四十七  
議百四十八

三身非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は委員会審査報告により可決されました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第五議案(第四十四号)福生市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案件については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

(厚生委員長小林菊三君 登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告いたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして本案に対する補足説明を申し上げます。

本案審査に際し、担当課長より近隣の青梅市を含め、西多摩郡下における団長や副団長以下団員までの報酬に関する資料が提出され、本案の審議に入っております。当市における団員の報酬は、従来一万三千



円を今回一万五千円にしようとするものでありますが、青梅市が一万八千円、秋川市と当市が一万五千円となっており、この点につきまして各委員から質疑が集中いたしました。団員の士気意識や確保等を考え、また役員の上げ幅からしても秋川市と同額の一万五千円では低過ぎるのではないかと思ひ、もっと引き上げるべきではないのか、さらに火災時における出勤手当は最近の経済情勢等を考えれば、検討の要があるのではないかと、この意見が出され、また担当課長よりこの問題については西多摩地区における担当者会議において、この額も年額ではなくて月額に改めようではないかという話も出されておられ、この額については羽村、秋川においては三月の議会に提案することになるが、その時点においてさらに善処していただくと思ひ、この説明がなされました。委員中からもこの団員の報酬について少くとも一万七千円程度にすべきである、との強い意見もあり、最終的に当委員会といたしましては全員一致でこの団員の報酬一万五千の理事